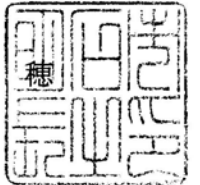


議案第7号

明 都 議 第 7 号  
平成25年(2013年)10月16日

明石市都市計画審議会  
会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房



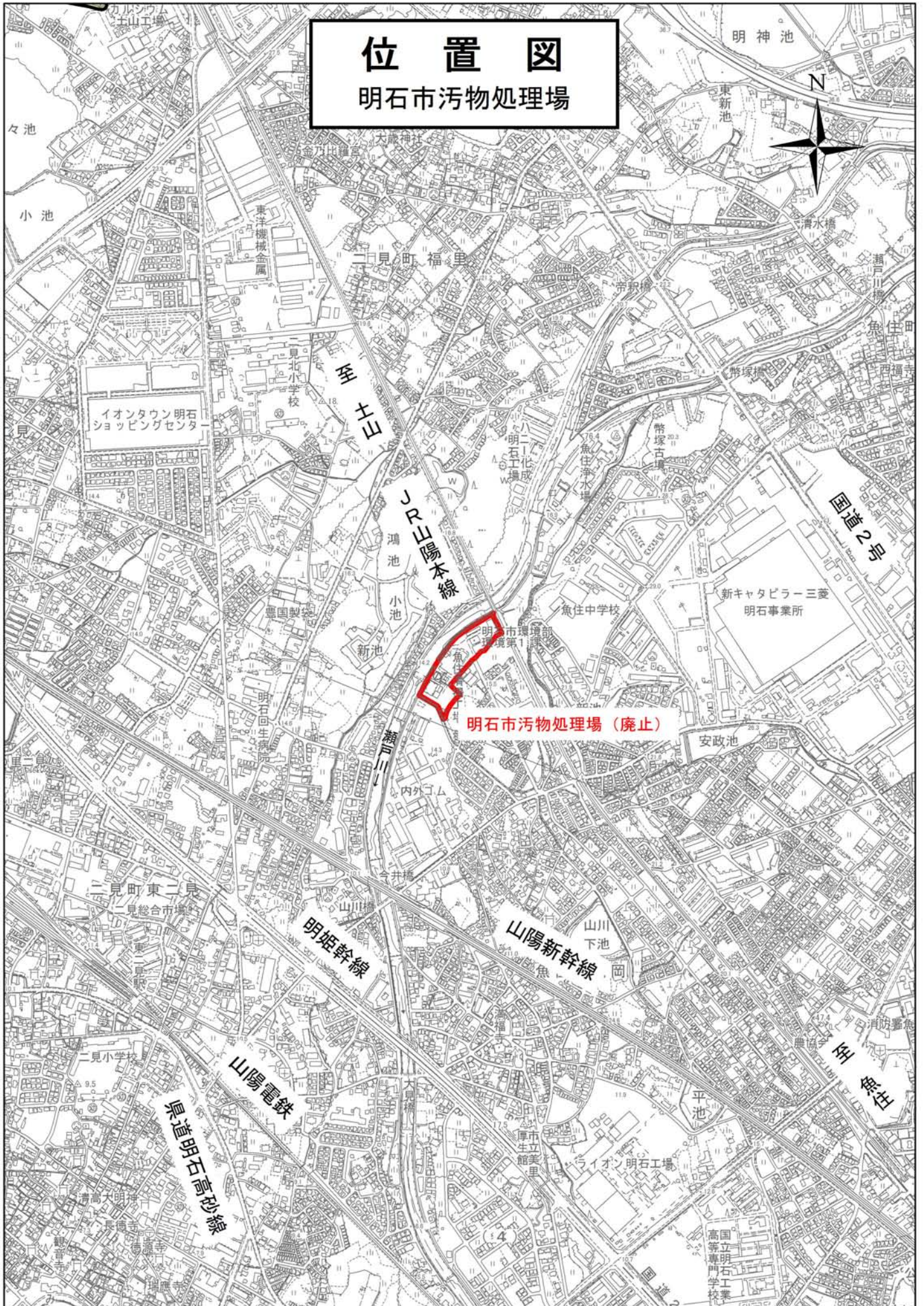
**東播都市計画汚物処理場の変更〔明石市決定〕**

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。



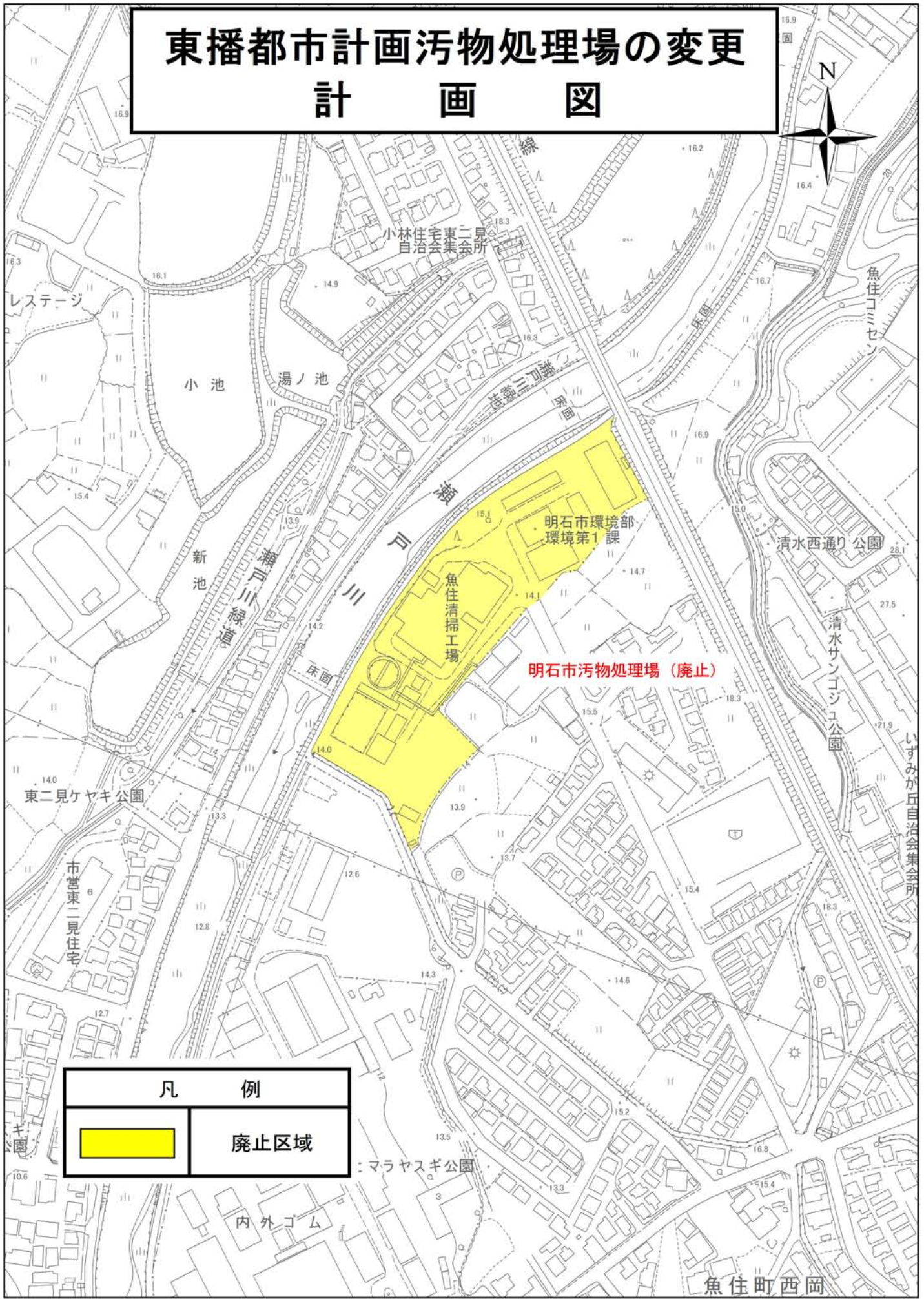
# 位置図

## 明石市汚物処理場



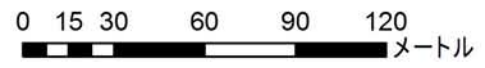


# 東播都市計画汚物処理場の変更 計 画 図



凡 例	
	廃止区域

1:2,500  
2



# 計 画 書 (案)

## 東播都市計画汚物処理場の変更（明石市決定）

都市計画汚物処理場である、明石市汚物処理場を廃止する。

### 理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

明石市汚物処理場は、市内のし尿及び浄化槽汚泥を処理するため、昭和 37 年に都市計画決定、昭和 39 年に稼働を開始し、市内唯一の汚物処理場として公衆衛生の向上に寄与してきた。

近年は公共下水道の普及に伴い、平成 21 年度の処理実績は処理能力の 17%程度まで減少し、非効率な運転状況となっていた。また、施設の老朽化が著しく、大規模修繕を要したことから、二見浄化センターにおける公共下水道汚水との混合処理に転換したことにより、平成 23 年 3 月に同処理場の稼働を停止した。

以上より、同施設の都市計画を変更し、今後は周辺地域との調和した土地利用を図るものである。

## 変更前後対照表

### 1. 明石市汚物処理場

変更	名称		位置	面積	備考
	番号	汚物処理場名			
変更前	1	明石市汚物処理場	明石市魚住町山川字鴨台 瀬戸川廢川敷	1.09ha	処理能力 145k1/日
変更後	/				